

もっと知りたい
税のこと



令和4年6月
財務省

目次

C O N T E N T S

1	1 「税」の意義と役割を知ろう……………	2
	① 「税」は社会の会費 ② 「税」の役割 ③ 「税」の三原則	
2	2 「税」の現状を知ろう……………	4
	① さまざまな「税」 ② 国の税収 ③ 税制の変遷と各税目の特徴	
	④ 財政の状況 ⑤ 給付と負担のバランス	
3	3 「所得税」を知ろう……………	10
	① 所得税について ② 主な所得の種類について ③ 主な人的控除について	
	④ 所得税の負担の変化	
4	4 「相続税」と「贈与税」を知ろう……………	14
	① 相続税について ② 贈与税について	
5	5 「消費税」を知ろう……………	18
	① 消費税について ② 消費税率引上げについて	
	③ 消費税の「軽減税率制度」について	
6	6 「法人税」を知ろう……………	23
	① 法人税について ② 「成長志向の法人税改革」について	
7	7 「国際課税」を知ろう……………	25
	① 国際課税制度について ② 租税条約について	
	8 これからの「税」を考えよう……………	(裏表紙)

1. 「税」の意義と役割を知ろう

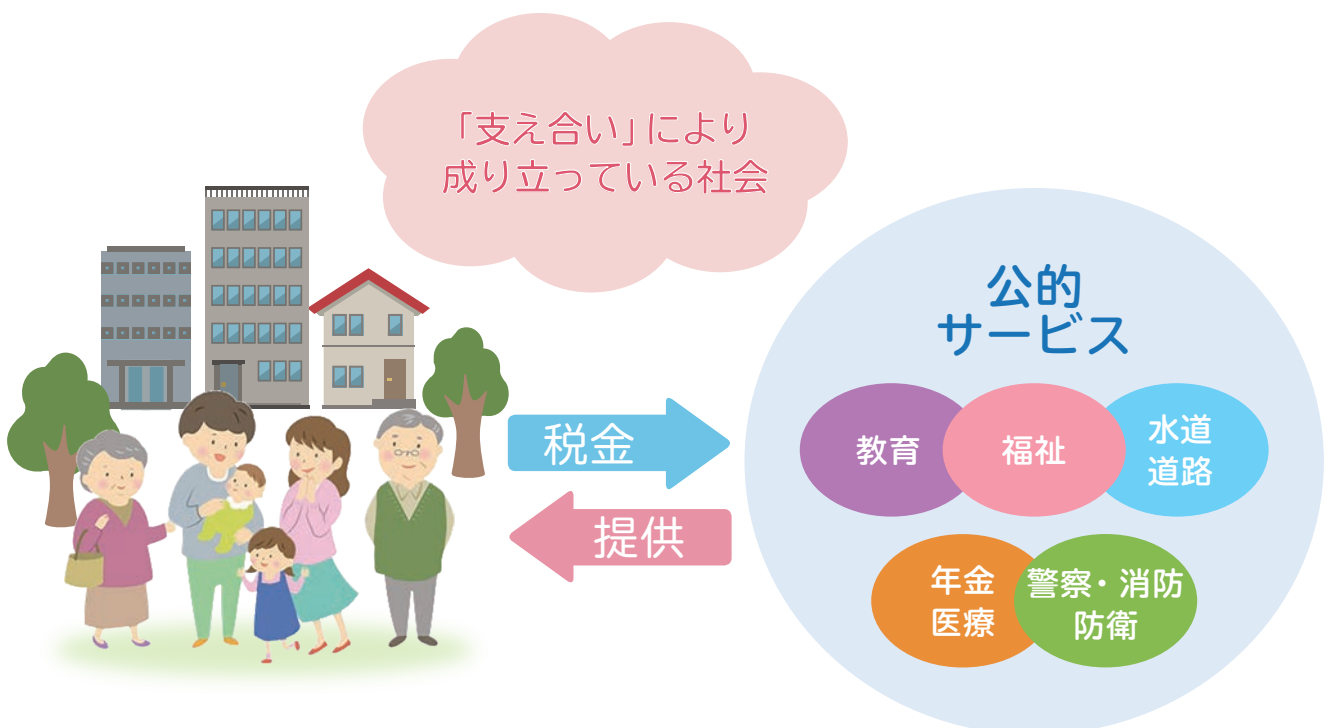
1 「税」は社会の会費

年金、医療などの社会保障・福祉や、水道、道路などの社会資本整備、教育や警察、消防、防衛といった**公的サービス**は、私たちの豊かな暮らしには欠かせないものですが、その提供には多額の費用がかかります。

こうした「**公的サービス**」は、例えば、警察や防衛のように、特定の人だけのために提供することが困難なものや、社会保障や教育など、費用負担が可能な人への提供のみでは社会的に不適當なものであり、一般に、市場の民間サービスのみ依存すると、必要な量・水準のサービスが提供されません。

このため、こうしたサービスの費用を賄うためには、皆さんから納めて頂く税を財源とすることで、公的に実施することが求められます。

このように、みんなが互いに支え合い、共によりよい社会を作っていくため、**公的サービス**の費用を広く公平に分かち合うことが必要です。まさに、税は「**社会の会費**」であると言えます。



1

2

3

4

5

6

7

2 「税」の役割

1 財源調達機能

税は、前述のような「**公的サービス**」の財源を調達する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割です。

2 所得再分配機能

所得税や相続税には、経済力のある人により大きな負担を求める**累進性**があり、社会保障給付等の歳出とあいまって、所得や資産の**再分配**を図る役割を果たしています。

3 経済安定化機能

税は、好況期には**増収**を通じて**総需要**を抑制する方向に作用し、不況期には逆に**減収**を通じて**総需要**を刺激する方向に作用することで、自動的に**景気変動**を小さくし**経済を安定化**する役割を果たしています。

3 「税」の三原則

公平の原則

経済力が同等の人に等しい負担を求める「**水平的公平**」と、経済力のある人により大きな負担を求める「**垂直的公平**」があります。さらに、近年では「**世代間の公平**」が一層重要となっています。

中立の原則

税制が個人や企業の経済活動における**選択**を歪めないようにするのが、**中立の原則**です。

簡素の原則

税制の仕組みをできるだけ簡素にし、**理解しやすいものにするのが、簡素の原則**です。

一言で「**公平**」といっても、様々な指標があり、人それぞれの置かれている環境により捉え方は変わります。こうした点に配慮するとともに、**経済社会の構造変化**に対応した税制を築いていく必要があります。

2. 「税」の現状を知ろう

1 さまざまな「税」

「税」には、いくつかの分類の仕方があります。第一は、「**何に税負担を求めるか**」による分け方で、大きく分けると、所得に対する税、消費に対する税、資産等に対する税があります。

第二は、「**誰が課税主体か**」による分け方で、国が課税主体であるものを国税、都道府県や市町村といった自治体が課税主体であるものを地方税といいます。国税・地方税を合わせて40種類以上あり、それぞれの税は法律に定められています。

このほか、「**誰が税を負担し（実質負担者）、誰が税を納めるか（納税義務者）**」による分け方もあり、納税義務者と実質負担者が一致する直接税（所得税など）と、納税義務者と実質負担者が異なる間接税（消費税など）があります。

所得に対する税 (所得課税)	消費に対する税 (消費課税)	資産等に対する税 (資産課税等)
<p>所得税、法人税、住民税など</p> <p>所得（利益）を対象として課税</p>	<p>消費税、酒税、たばこ税、揮発油税など</p> <p>物品やサービスの消費等を対象として課税</p>	<p>相続税、贈与税、登録免許税など</p> <p>資産の取得・保有等を対象として課税</p>

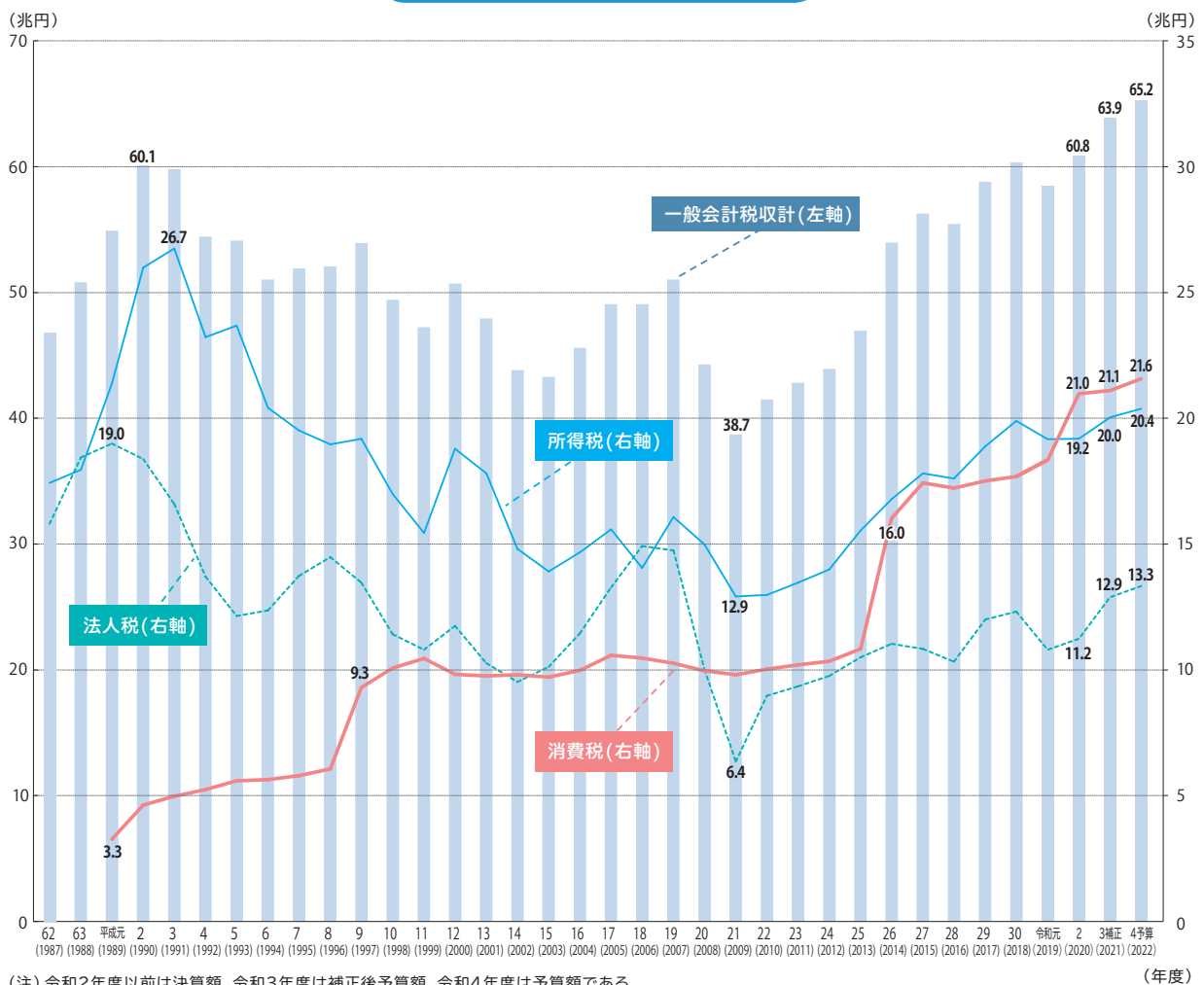
	国税	地方税		国税	地方税
所得課税	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税 ●法人税 ●地方法人税 ●特別法人事業税 ●森林環境税（令和6年度～） ●復興特別所得税 	<ul style="list-style-type: none"> ●住民税 ●事業税 	消費課税	<ul style="list-style-type: none"> ●消費税 ●酒税 ●たばこ税 ●たばこ特別税 ●揮発油税 ●地方揮発油税 ●石油ガス税 ●航空機燃料税 ●石油石炭税 ●電源開発促進税 ●自動車重量税 ●国際観光旅客税 ●関税 ●とん税 ●特別とん税 	<ul style="list-style-type: none"> ●地方消費税 ●地方たばこ税 ●ゴルフ場利用税 ●軽油引取税 ●自動車税（環境性能割・種別割） ●軽自動車税（環境性能割・種別割） ●鉱区税 ●狩猟税 ●鉱産税 ●入湯税
資産課税等	<ul style="list-style-type: none"> ●相続税・贈与税 ●登録免許税 ●印紙税 	<ul style="list-style-type: none"> ●不動産取得税 ●固定資産税 ●特別土地保有税 ●法定外普通税 ●事業所税 ●都市計画税 ●水利地益税 ●共同施設税 ●宅地開発税 ●国民健康保険税 ●法定外目的税 			

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

2 国の税収

国の税収（一般会計分）を見てみると、バブル景気のもとで平成2年度には60兆円台となりましたが、その後、景気の低迷等により徐々に税収は減少しました。そして、平成21年度には、リーマンショックの影響等により、税収は約39兆円にまで落ち込みましたが、その後の景気回復等に伴い、税収は回復し、直近の状況を見ると、令和2年度の税収は60.8兆円となっています。

一般会計税収の推移



3 税制の変遷と各税目の特徴

平成を振り返ると、昭和末期における所得税の重税感や消費の多様化等も踏まえ、税体系全体として税負担の公平につなげるため、個人所得課税等が軽減されるとともに、消費に広く公平に負担を求める消費税(3%)が平成元年(1989年)に創設されました。

その後、少子高齢化の加速を背景に、勤労世代の人口が相対的に減少する一方、社会保障の財政需要の増大が避けられないこと等を踏まえ、個人所得課税の軽減と消費税(以下、地方消費税分含む)の充実(3%⇒5%・平成9年(1997年))を柱とする税制改革が行われました。

さらに、社会保障と税の一体改革の下、消費税については、国民が広く受益する**社会保障の費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う**という観点で、**社会保障の財源と位置付け**、平成26年(2014年)に税率を5%から8%に、また令和元年(2019年)10月に8%から**10%に引き上げられました**。この間、所得税については、**所得再分配機能を回復する観点から、最高税率等の見直し**が行われているほか、法人税については、国内企業の活力と国際競争力を維持する観点から、「**課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる**」ことによって**法人課税は成長志向型に改革**されています。

このように、時々の経済社会の変化を踏まえつつ、各税目の改正が行われてきました。

主要な税目の特徴は下表のとおりです。

	国の税収 (令和4年度予算)	特徴
所得税	20.4兆円	<ul style="list-style-type: none">・所得に応じて、累進的に負担が増加します。・勤労世代(現役世代)が主として負担します。・各種控除などにより、個々人の事情に対してきめ細かい配慮が可能です。
法人税	13.3兆円	<ul style="list-style-type: none">・成長戦略との整合性や企業の国際的な競争力の維持・向上などに対する配慮が必要です。・さまざまな政策税制措置が講じられています。・税収が景気の動向に比較的左右されやすい特徴があります。
消費税	21.6兆円	<ul style="list-style-type: none">・勤労世代(現役世代)など特定の世代に負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担を分かち合うこととなります。・税収が景気の動向に比較的左右されにくく安定的です。・経済活動に対する影響が相対的に小さいです。
相続税	2.6兆円	<ul style="list-style-type: none">・格差の固定化につながらないように資産の再分配を図るという役割があります。一定の資産を保有している層を対象に負担を求める税となっています。

1

2

3

4

5

6

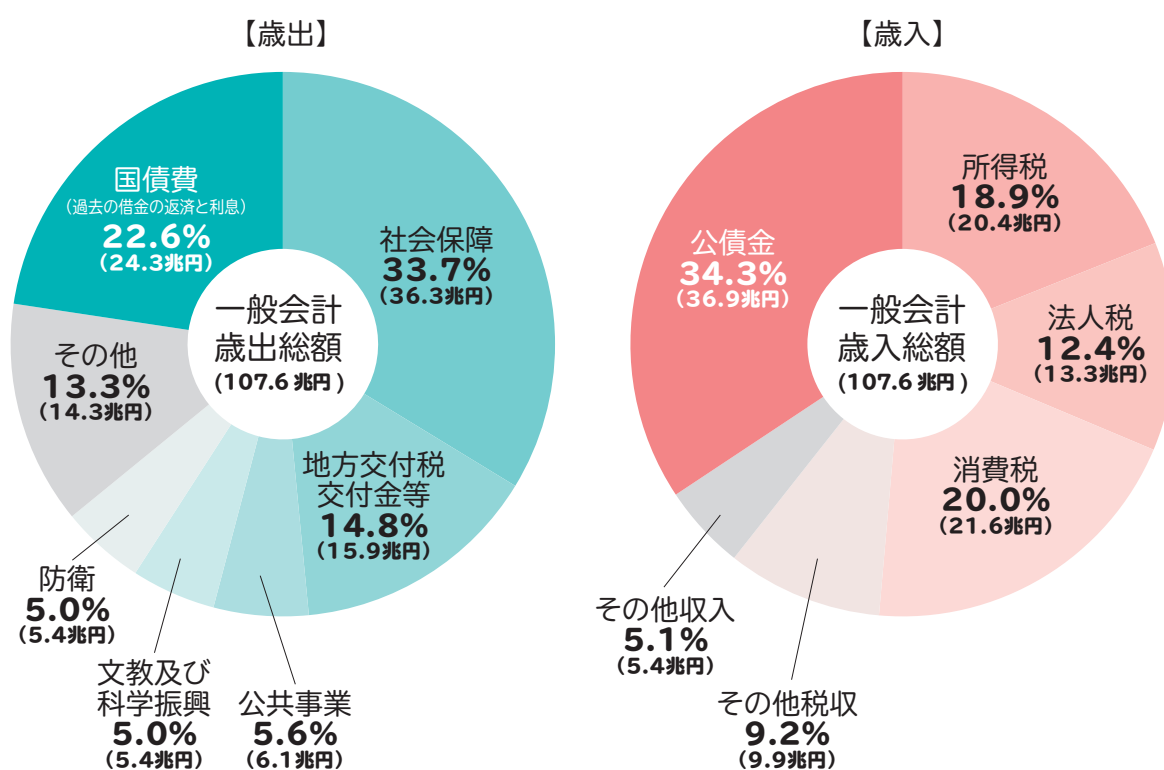
7

4 財政の状況

近年、国の一般会計歳出では、社会保障関係費や国債費（国債の元利払いに充てられる費用）が増加している一方、その他の政策的な経費の割合が縮小しています。近年の予算においては、**社会保障関係費と国債費と地方交付税交付金等で歳出全体の約4分の3を占めています。**

令和4年度一般会計予算における歳入のうち、**歳入は約65.2兆円を見込んでいます。**本来、その年の歳出はその年の歳入やその他収入で賄うべきですが、令和4年度予算では歳出全体の約3分の2しか賄えておらず、残りの約3分の1は公債金すなわち借金に依存している状況です。

令和4年度一般会計歳出・歳入の構成

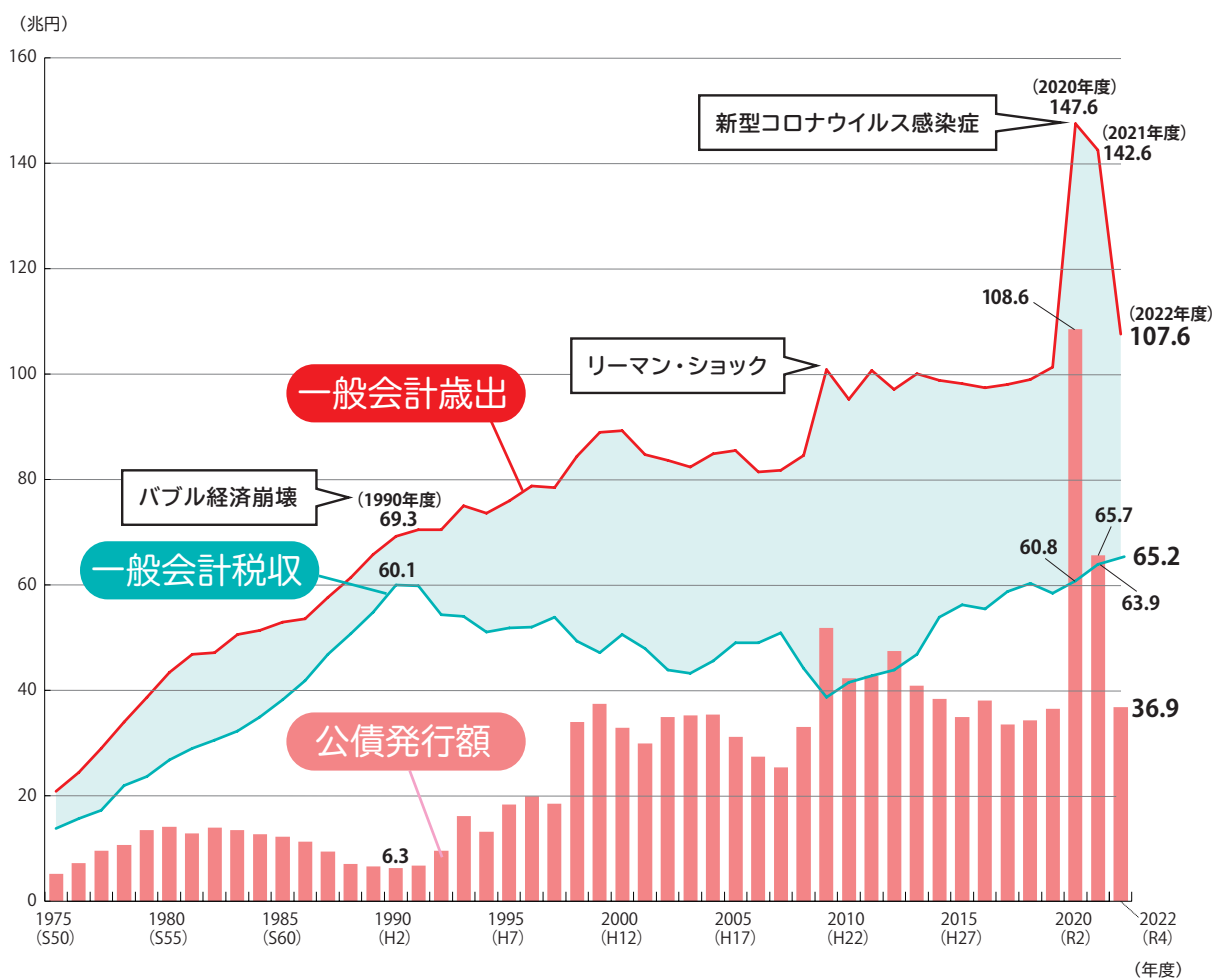


(注1) 予算ベース

(注2) 歳出の「その他」には、新型コロナウイルス感染症対策予備費(4.6%(5.0兆円))が含まれる。

一般会計歳出と一般会計税収との差は大きく開き、その差は借金である**国債**（建設公債・特例公債）の発行によって賄われている状況にあり、**子や孫の世代へ負担を先送りしています**。また、足もとでは、新型コロナウイルス感染症への対応のため、歳出が拡大しています。現在の税制は高齢化等の影響により拡大する歳出を賄うことができず、その基本的な役割である**財源調達機能**を十分に果たせていません。

財政の状況



(注) 2020年度までは決算、2021年度は補正後予算、2022年度は予算による。

1

2

3

4

5

6

7

3. 「所得税」を知ろう

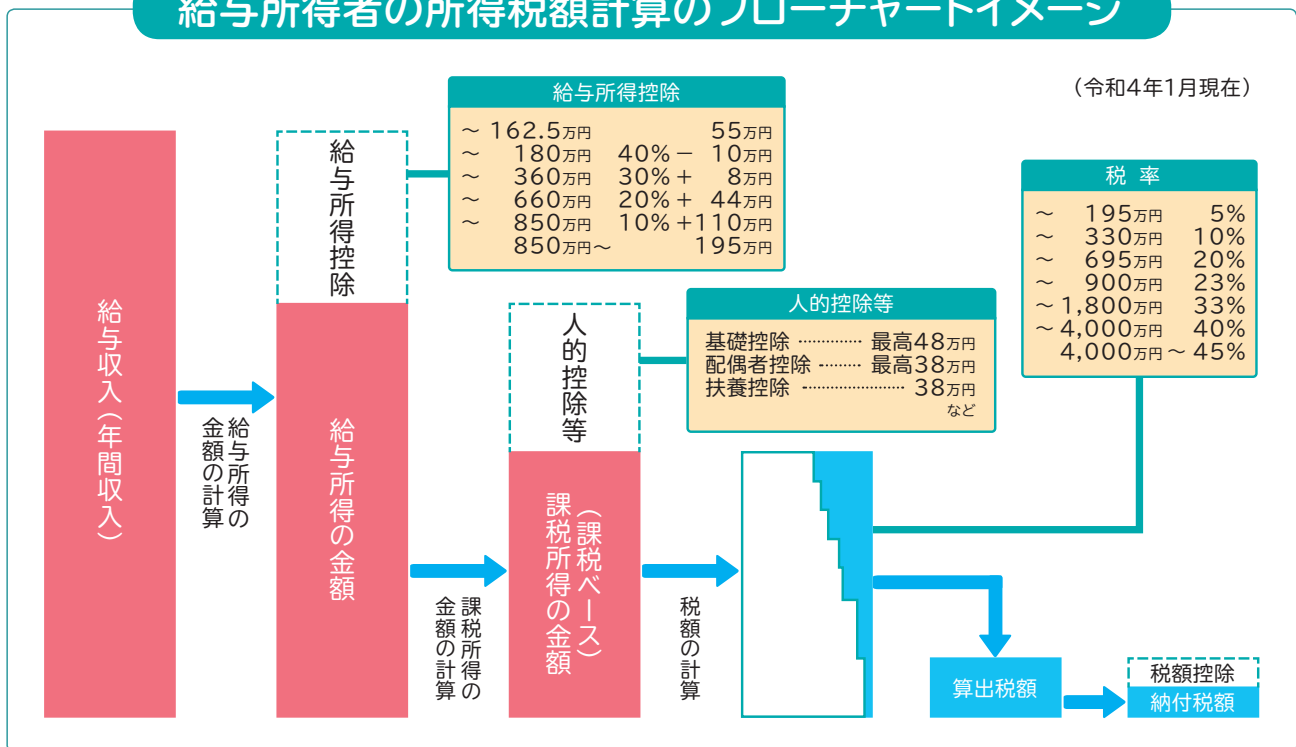
1 所得税について

所得税は、給料や商売の利益、あるいは土地を売って得た利益などに対して課される税金です。例えば、会社員の給与の場合、

- ① 給与収入（年間収入）から給与所得控除を差し引いて**所得金額**を算出した上で、
- ② 税金を納める人の税負担能力に配慮するため、所得金額から**基礎控除、配偶者控除**などの所得控除額を差し引き、
- ③ その残額に対して**超過累進税率**（所得が高い部分ほど適用される税率が高くなる仕組み）を適用して税額を計算します。

このように、所得税は、所得の大きさに応じた負担を求めることができ、また、家族構成などの事情に応じたきめ細かな配慮を行うことができるものとなっています。

給与所得者の所得税額計算のフローチャートイメージ



- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

2 主な所得の種類について

収入には様々なものがありますが、その収入の性質によって次の10種類の所得に分けられます。また、それぞれの所得の性質に応じて、所得の計算方法、課税方式などが定められています。

所得の種類	対 象	課税方式
利子所得	公社債や預貯金の利子などに係る所得	源泉分離課税
配当所得	法人から受ける配当などに係る所得	申告不要 総合課税 申告分離課税
不動産所得	不動産や船舶、航空機などの貸付けによる所得	総合課税
事業所得	農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業、その他の事業から生ずる所得	総合課税
給与所得	給料、賞与などの所得	総合課税
退職所得	退職手当などの所得	分離課税
山林所得	山林の譲渡などによる所得	分離課税
譲渡所得	資産の譲渡による所得	総合課税(注)
一時所得	営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時の所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を持たないもの	総合課税
雑所得	公的年金などの所得 上記の所得のいずれにも当てはまらないもの	総合課税(注)

(注) 一部、分離課税として取り扱われるものがある(株式等の譲渡による所得、土地等の譲渡による所得、先物取引による所得など)。

3 主な人的控除について

全ての方に適用される基礎控除や、個人の様々な事情（世帯構成など）を踏まえた控除が設けられています。

	対象者	本人の所得要件	
主な基礎的な人的控除	基礎控除	●本人	合計所得金額2,500万円以下 (2,400万円超から控除額が逡減)
	配偶者控除	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である配偶者(控除対象配偶者)を有する者	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	一般の控除対象配偶者	●年齢が70歳未満の控除対象配偶者を有する者	
	配偶者特別控除	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円を超え133万円以下である配偶者を有する者	合計所得金額1,000万円以下 (900万円超から控除額が逡減)
	扶養控除	●生計を一にし、かつ、合計所得金額が48万円以下である親族等(扶養親族)を有する者	—
	一般の扶養親族	●年齢が16歳以上19歳未満又は23歳以上70歳未満の扶養親族を有する者	
特定扶養親族	●年齢が19歳以上23歳未満の扶養親族を有する者		
主な特別な人的控除	障害者控除	●障害者である者 ●障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する者	—
	寡婦控除	①夫と離婚したもので、かつ、扶養親族を有する者 ②夫と死別した後婚姻をしていない者 ※ひとり親に該当する者は除く ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	合計所得金額500万円以下
	ひとり親控除	●現に婚姻をしていないもので、かつ、生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する者 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載がある者は対象外	合計所得金額500万円以下
	勤労学生控除	●本人が学校教育法に規定する学校の学生、生徒等である者	合計所得金額75万円以下かつ 給与所得等以外が10万円以下

1

2

3

4

5

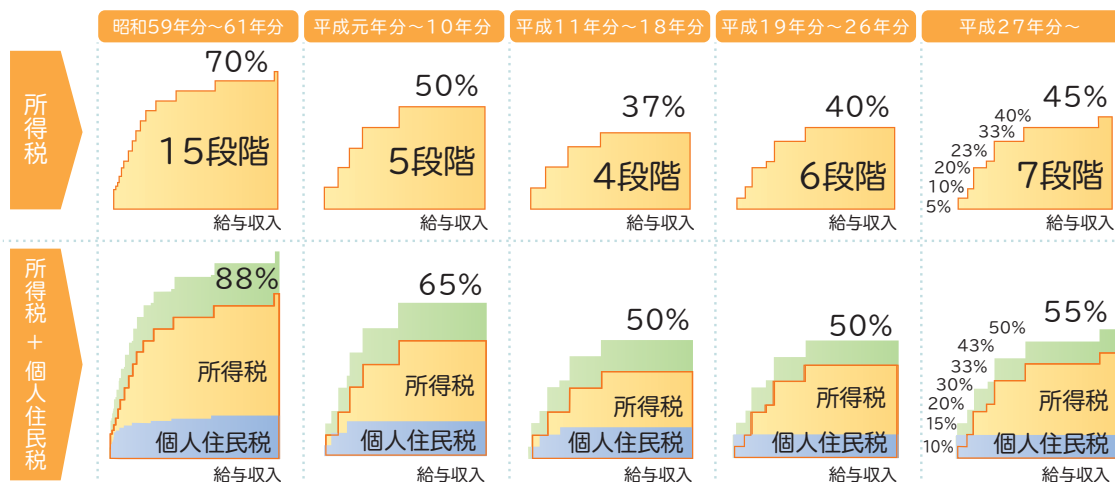
6

7

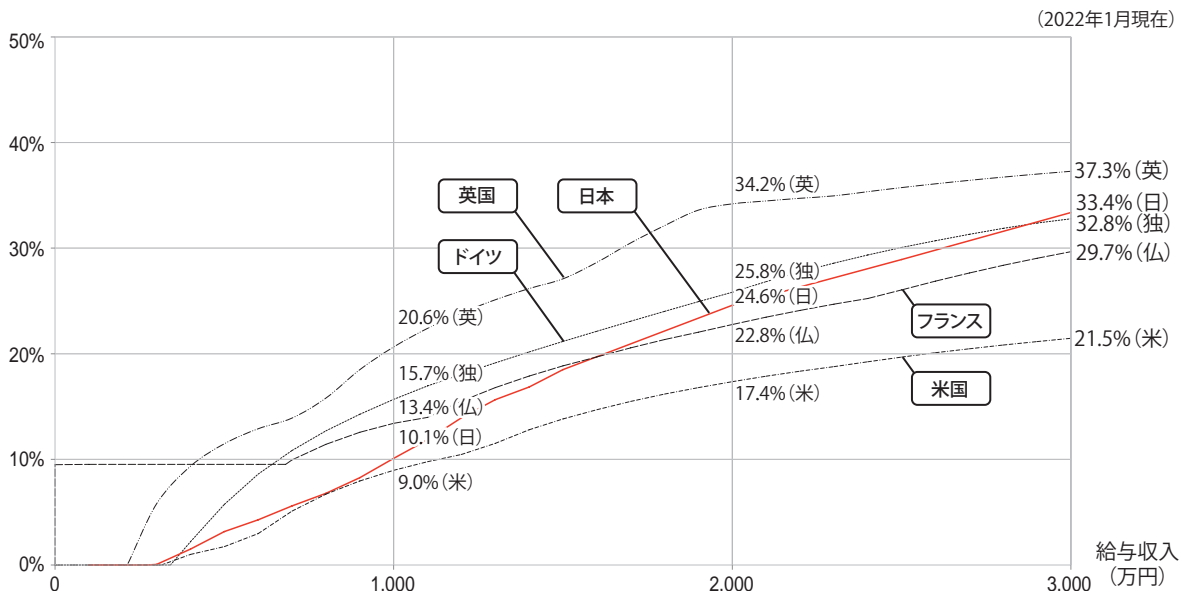
4 所得税の負担の変化

所得税の最高税率は、かつて70%（課税所得8,000万円超の部分）でしたが、負担累増感の緩和等を目的として、引き下げられてきました。その後、再分配機能の回復を図るため、平成27年（2015年）分以後については、課税所得4,000万円超の部分について45%の税率が創設されました。

個人所得課税の税率などの推移（イメージ図）



個人所得課税の実効税率の国際比較（夫婦2人（片働き）の給与所得者）



(注1) 比較のため、モデルケースとして第1子が就学中の19歳、第2子が就学中の16歳として計算している。

(注2) 表中の数値は、給与収入1,000万円、2,000万円、及び3,000万円の場合の各国の実効税率である。なお、端数は四捨五入している。

(注3) 日本については所得税、個人住民税（所得割）及び復興特別所得税が含まれる。米国については連邦所得税及びニューヨーク州所得税が含まれる。なお、別途地方政府（郡・市等）により所得税が課せられるが、本資料においてはこれを加味していない。ドイツについては所得税及び連帯付加税（所得税額の0～5.5%）が含まれる。フランスについては所得税及び社会保障関連諸税（9.7%）が含まれる。

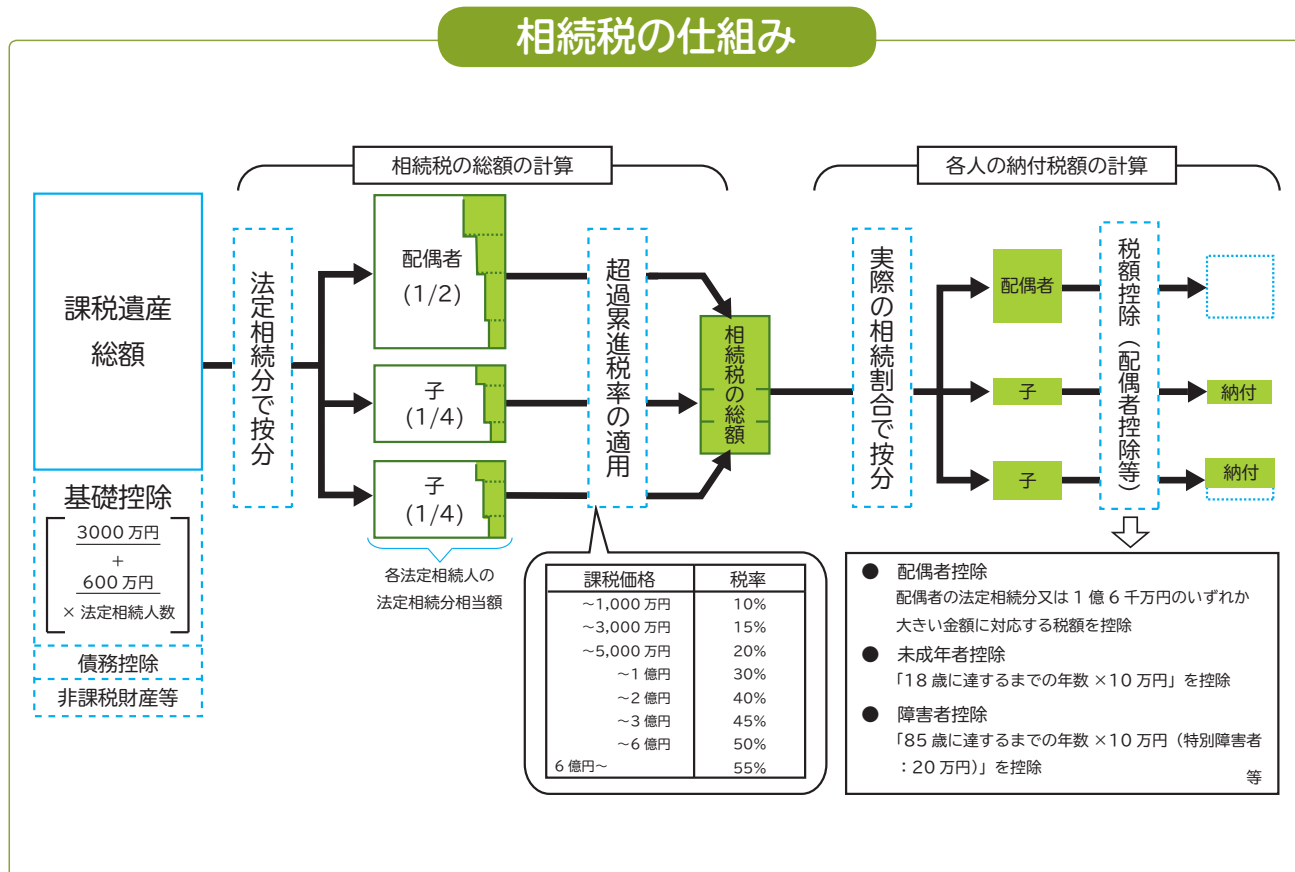
(備考) 各国において負担率を計算するにあたっては、様々な所得控除や税額控除のうち、一般的に適用されているもののみを考慮して計算しているため、米国の勤労税額控除、英国の勤労税額控除（全額給付措置）等の措置は考慮していない。
邦貨換算レート：1ドル＝114円、1ポンド＝154円、1ユーロ＝130円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：令和4年（2022年）1月中適用）。

4. 「相続税」と「贈与税」を知らう

1 相続税について

相続税は、相続等により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。財産の価額が高くなるほど税率が上がる累進税率を適用することで、**資産の再分配**を図るという役割を果たしています。

相続税は、相続した財産の価額から基礎控除といわれる一定の額を控除して計算します。この基礎控除の水準は、バブル期の地価の上昇に伴い引き上げられてきましたが、その後、地価は下落を続けているにもかかわらず、基礎控除の水準は据え置かれてきました。また、税率も徐々に引き下げられてきました。そのため、相続税が課されるのは、亡くなられた方の4%程度に低下し、相続税の再分配機能が低下しているといった指摘がされていました。



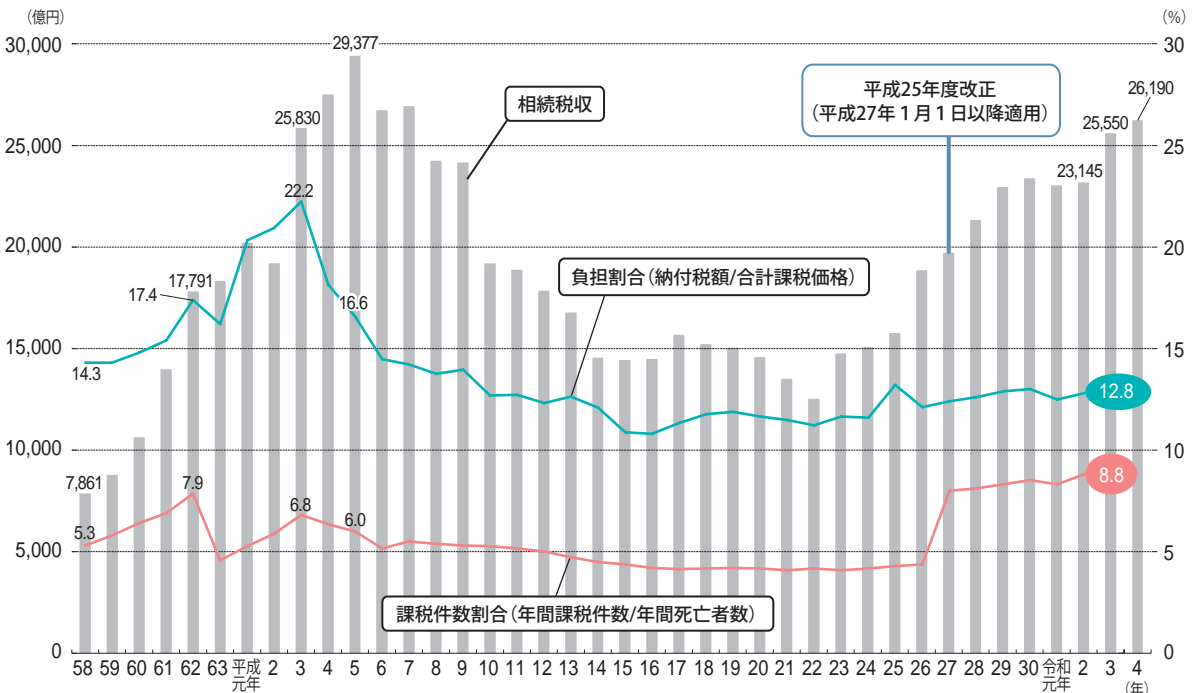
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

こうした状況を踏まえ、相続税の再分配機能を回復し、格差の固定化を防止するため、平成25年度税制改正では、地価動向等を踏まえた基礎控除の引下げによる課税ベースの拡大を図るとともに、税率構造について見直しが行われました。

最近における相続税の税率構造・基礎控除等の推移

区分	昭和63年12月改正前	昭和63年12月改正 (昭和63年1月1日以降適用)	平成4年度改正 (平成4年1月1日以降適用)	平成6年度改正 (平成6年1月1日以降適用)	平成15年度改正 (平成15年1月1日以降適用)	平成25年度改正(現行) (平成27年1月1日以降適用)
税率構造	5億円超 (最高税率75%) 14段階	5億円超 (最高税率70%) 13段階	10億円超 (最高税率70%) 13段階	20億円超 (最高税率70%) 9段階	3億円超 (最高税率50%) 6段階	6億円超 (最高税率55%) 8段階
基礎控除	2,000万円 + 400万円×法定相続人数	4,000万円 + 800万円×法定相続人数	4,800万円 + 950万円×法定相続人数	5,000万円 + 1,000万円×法定相続人数	同左	3,000万円 + 600万円×法定相続人数
地価公示	昭和58年 100	昭和62年 157.1	平成3年 336.8	平成5年 244.1	平成14年 80.7	平成25年 69.6

相続税の課税件数割合、負担割合及び税収の推移



(注1) 相続税収は各年度の税収であり、贈与税収を含む(令和2年度以前は決算額、令和3年度は補正後予算額、令和4年度は予算額)。
(注2) 課税件数、納付税額及び合計課税価格は、「国税庁統計年報書」により、死亡者数は、「人口動態統計」(厚生労働省)による。

2 贈与税について

贈与税は、個人から贈与により財産を取得した場合に、その取得した財産に課される税です。生前に贈与することで相続税の課税を逃れようとする行為を防ぐという意味で、**相続税を補完する**役割を果たしています。

1. 暦年課税の仕組み



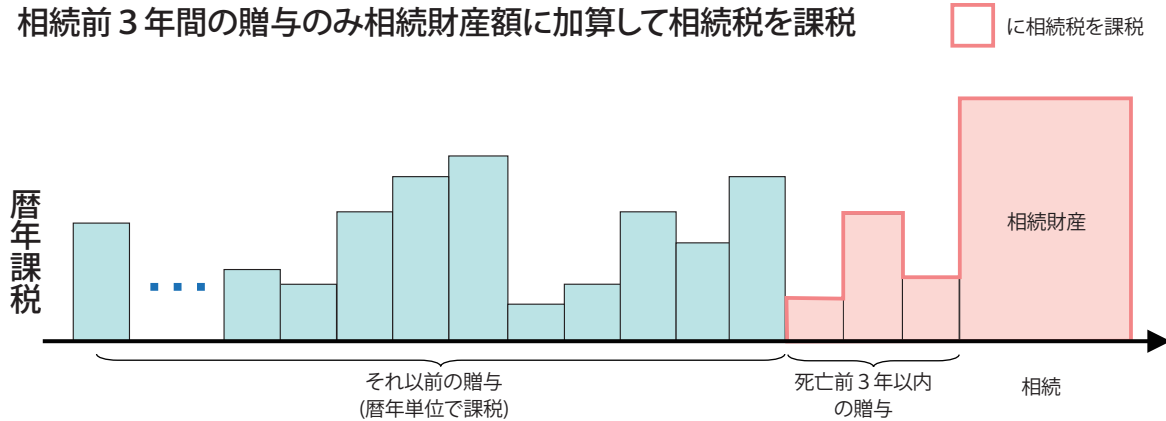
昨今の高齢化の進展に伴い、相続による子や孫世代への資産移転の時期がより後半にシフトしています。他方で、**高齢者の保有する資産が現在より早い時期に子や孫世代に移転するようになれば**、その有効活用を通じて**経済社会の活性化に繋がる**といった点が期待されます。

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

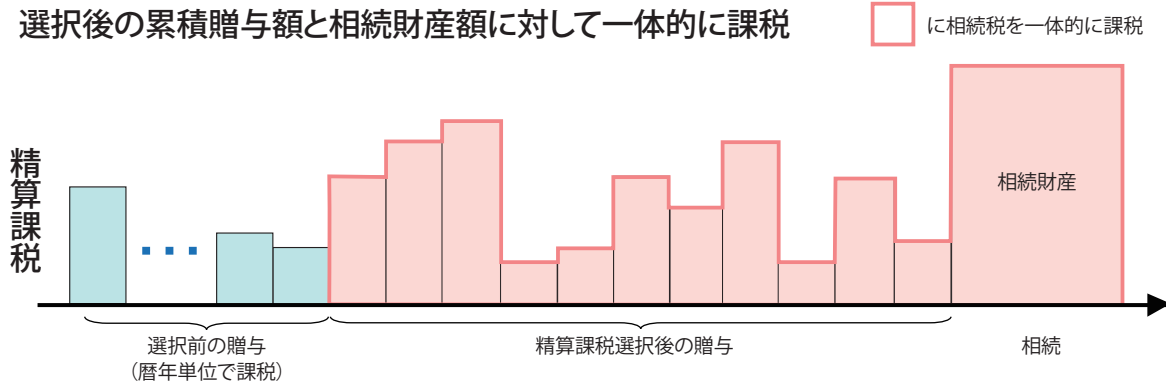
こうした観点から、生前の贈与を容易にして、早期に高齢者の保有する資産を子や孫世代に移転できるように、贈与時に一律20%の贈与税を納付し、後に相続税の計算の際に精算する相続時精算課税制度を導入しています(暦年課税との選択制)。

2. 暦年課税・相続時精算課税のイメージ

相続前3年間の贈与のみ相続財産額に加算して相続税を課税



選択後の累積贈与額と相続財産額に対して一体的に課税



3. 相続時精算課税の仕組み

	制度の仕組み	3,000万円を生前贈与し、1,500万円を遺産として残す場合の計算例 (平成27年1月1日以後の相続で、法定相続人が配偶者と子2人の場合)	【参考】 暦年課税の場合
贈与時	① 贈与財産額を贈与者の相続開始まで累積 ② 累積で2,500万円の非課税枠 ③ 非課税枠を超えた額に一律20%の税率	贈与額 3,000万円 非課税枠 2,500万円 税率 $\times 20\%$ → 納付税額 100万円	納付税額 1,036万円
相続時	贈与財産額(贈与時の価額)を相続財産の価額に加算して、相続税額を精算	贈与額 3,000万円 相続額 1,500万円 4,500万円 < 基礎控除: 4,800万円 → 無税 ・無税 ・贈与時の納付税額 100万円は還付	無税
		合計納税額 0円	1,036万円

5. 「消費税」を知らう

1 消費税について

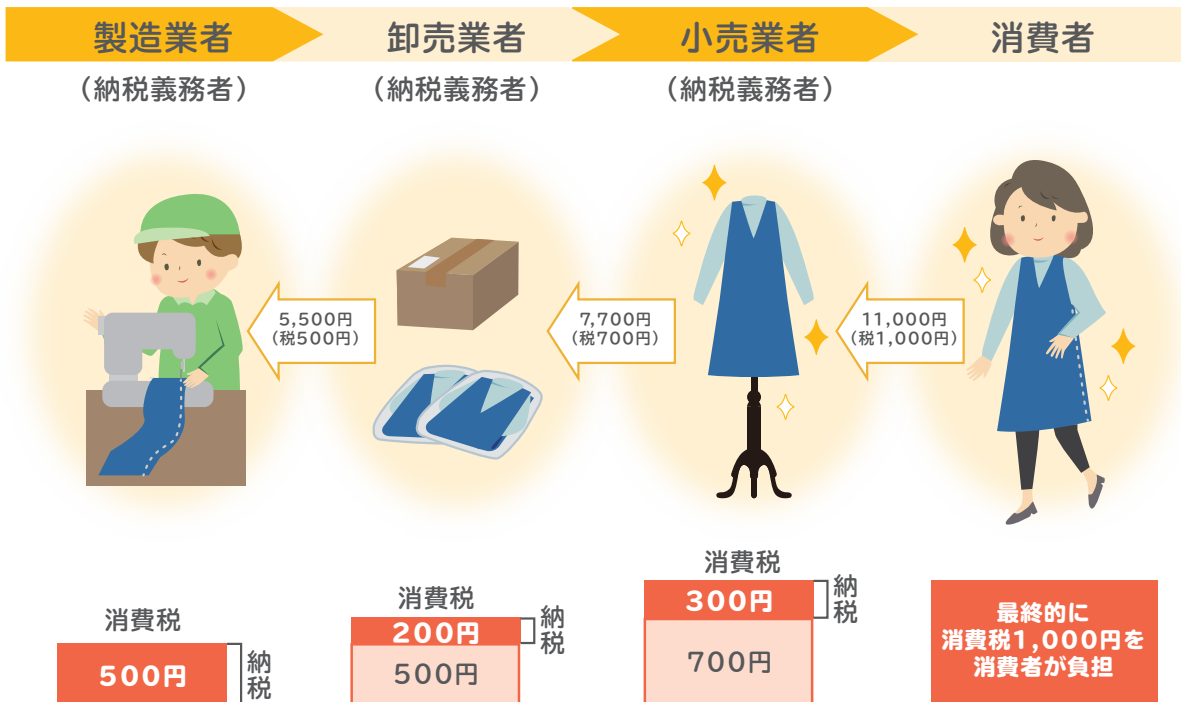
消費税は、消費一般に対して広く公平に課される税です。そのため、原則として全ての財貨・サービスの国内における販売、提供などが課税対象であり、事業者を納税義務者として、その売上げに対して課税されます。また、税の累積を排除するために、事業者は、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。

事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれ、最終的には消費者が負担することが予定されています。（「**直接税**」と呼ばれる所得税などに対し、このように納税義務者と実質負担者が異なる税を「**間接税**」と呼びます。）

※本章においては、消費税（国税）と地方消費税（地方税）を合わせて「消費税」と表記しています。

消費税の仕組み

消費税は、売上げに係る消費税額から、仕入れに係る消費税額を控除し、その差額を納付することとされています。



※税率10%で計算

- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

2 消費税率引上げについて

社会保障の財源は、基本は保険料による支え合いですが、保険料のみでは負担が現役世代に集中してしまうため、税金や借金も充てています。また、日本は急速に高齢化が進んでおり、高齢化に伴う社会保障の費用は増え続け、税金や借金に頼る分も増えています。このうち借金に頼っている部分も多く、私たちの子どもや孫などの将来世代に負担を先送りしている状況です。

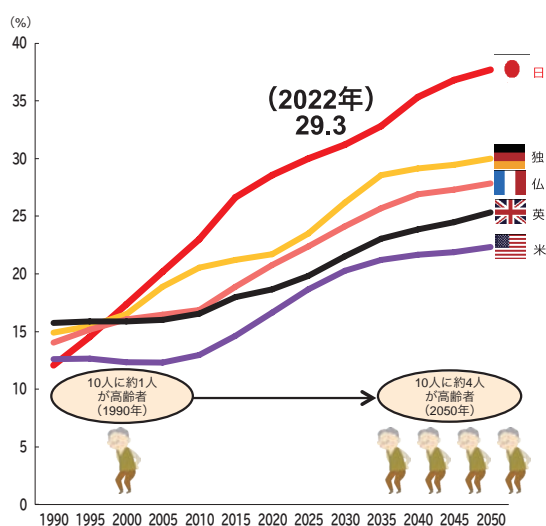
私たちが受益する社会保障の負担をあらゆる世代で分かち合い、現在の社会保障制度を次世代に引き継ぐためには、**安定的な財源の確保**が必要です。

こうした背景の下、令和元年（2019年）10月に消費税率は8%から10%に引き上げられました。

※消費税は、現役世代など特定の世代に負担が集中せず、経済活動に対する影響が相対的に小さく、税収が景気などの変化に左右されにくいことから、社会保障の安定財源に適しています。

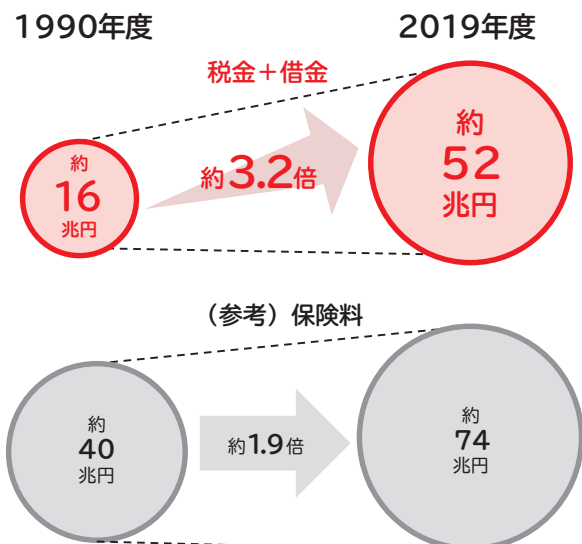
日本の高齢化率

(高齢化率=総人口に占める65歳以上人口の割合)



(出典) 日 本: 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年4月推計)」
諸外国: 国連「World Population Prospects 2019」

社会保障給付を賄う税金や借金の増加

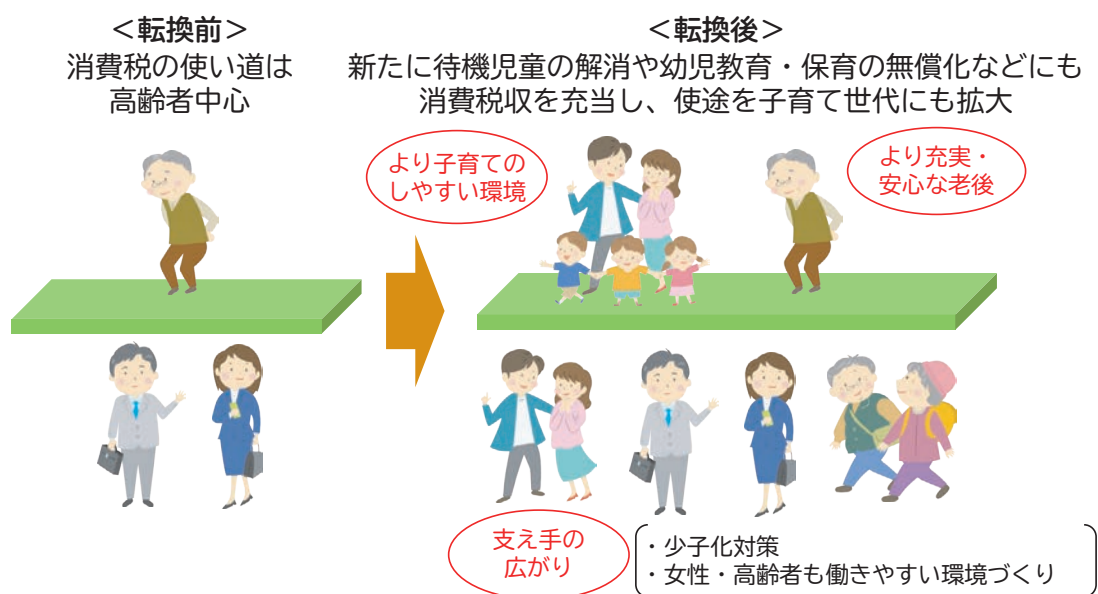


(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」

全世代型の社会保障制度へ転換します

消費税率引上げによる増収分は全て社会保障に充て、従来、高齢者中心となっていた社会保障制度を拡充し、待機児童の解消や幼児教育・保育の無償化など子育て世代や現役世代のためにも使えるよう、「全世代型」の社会保障に転換します。

消費税の増収分は全額を社会保障に充当し、「**全世代型**」の社会保障制度に転換



消費税率 8% → 10% への引上げにより行われている主な施策

待機児童の解消



令和2年度末までに32万人分の受け皿を拡充

介護職員の処遇改善



介護人材の処遇改善により、介護の受け皿を確保

幼児教育・保育の無償化



3歳から5歳までの全ての子どもたちの幼稚園・保育所・認定こども園の費用を無償化（0歳～2歳児についても、所得が低い家庭を対象として無償化）

所得の低い高齢者の介護保険料軽減



所得が低い高齢者の保険料の軽減を強化

高等教育の無償化



所得が低い家庭の真に必要な子供たちに対し、授業料減免・給付型奨学金支給

年金生活者支援給付金の支給

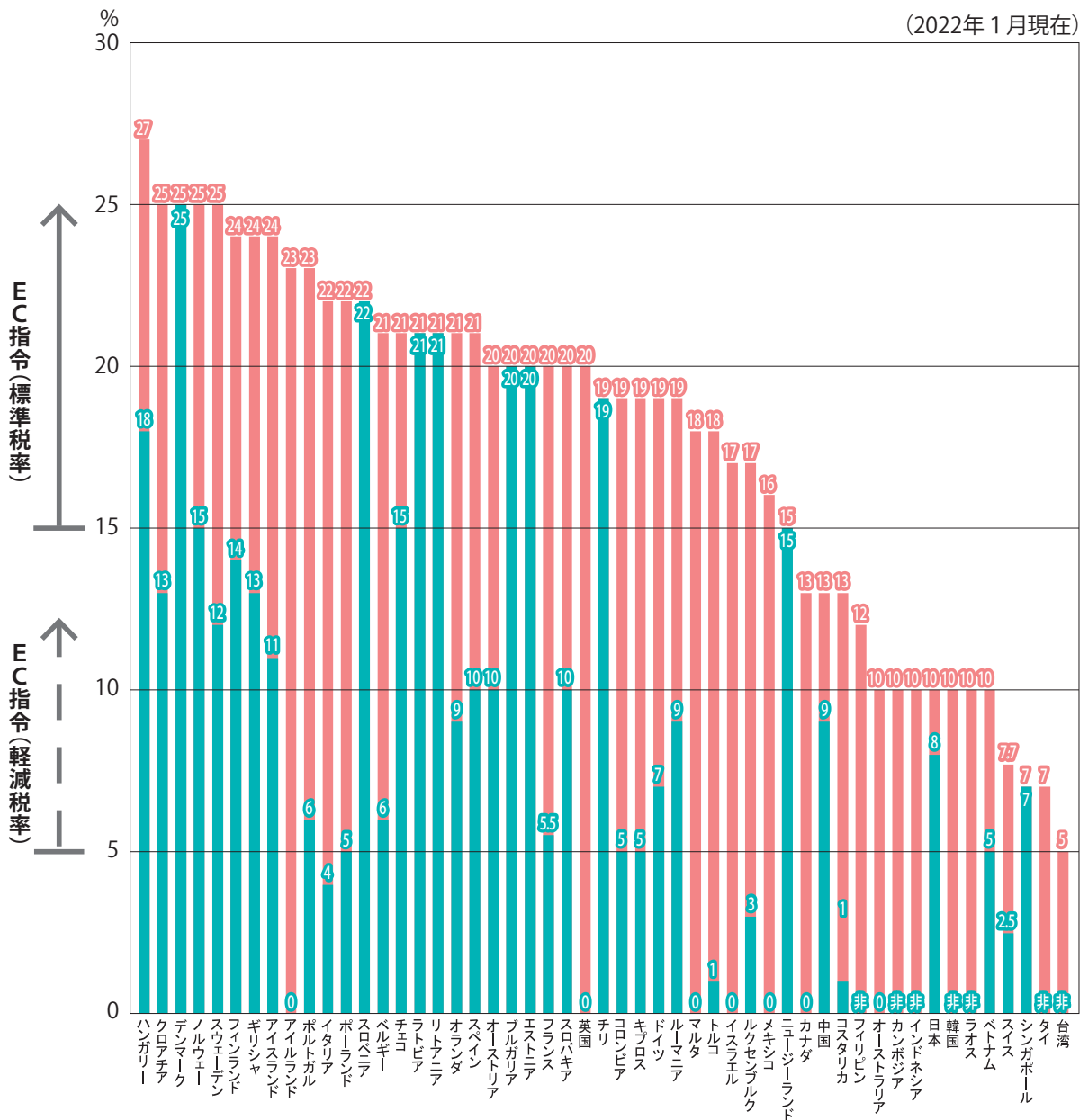


所得が低い年金受給者に対して最大年6万円を給付

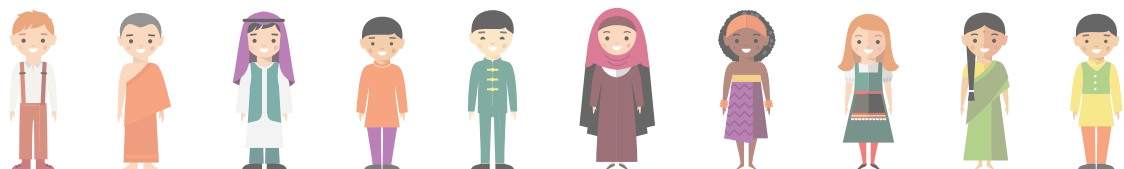
- 1
- 2
- 3
- 4
- 5
- 6
- 7

付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較

(2022年1月現在)



- (注1) 上記は、原則的な取扱いを示したもので、代表的な品目に対する税率のみを記載しており、品目によっては税率が変わることに留意が必要。なお、新型コロナウイルス感染症に伴う措置として、時限的に税率の引下げや軽減税率の対象品目の拡大等を実施している場合がある。
 - (注2) 上記中、■が食料品に係る適用税率である。「0」と記載のある国は、食料品についてゼロ税率が適用される国である。「非」と記載のある国は、食料品が非課税対象となる国である。なお、軽減税率・ゼロ税率の適用及び非課税対象とされる食料品の範囲は各国ごとに異なり、食料品によっては上記以外の取扱いとなる場合がある。
 - (注3) ベルギー、クロアチア、キプロス、ギリシャ、イタリア、ルーマニア、スロベニアについては2021年1月時点の数字。
 - (注4) カナダについては、①連邦税である財貨・サービス税のみ課されている州、②財貨・サービス税に加えて、州税としての付加価値税も課されている州、③連邦・州共通の税としての付加価値税が課されている州が存在。なお、表中では③の類型であるオンタリオ州の税率を記載(連邦・州共通の付加価値税13%(うち州税8%))。
 - (注5) ポーランドにおいては、本則税率は22%、7%、5%の3段階であるが、財政状況に応じて税率を変更する旨の規定があり、現在は特例として23%、8%、5%の税率が適用されている。
 - (注6) 米国では、連邦における付加価値税は存在しないが、地方税として、売買取引に対する小売売上税が存在する(例: ニューヨーク州及びニューヨーク市の合計8.875%)。
- (出典) OECD資料、欧州委員会及び各国政府ホームページ、IBFD等。



3 消費税の「軽減税率制度」について

消費税率10%への引上げと同時に、所得の低い方々への配慮の観点から、飲食料品(お酒・外食を除く)等の購入に係る税率については8%とする軽減税率制度を実施しています。

日々の生活において、幅広い消費者が購入している飲食料品(お酒・外食を除く)等に軽減税率を適用することにより、家計への影響を緩和するというメリットがあります。

10%
(標準税率)

8%
(軽減税率)

《対象品目》

- 飲食料品(お酒・外食を除く) (※)
- 新聞(定期購読契約が締結された週2回以上発行されるもの)

(※) 軽減税率の対象となる飲食料品の範囲のイメージ



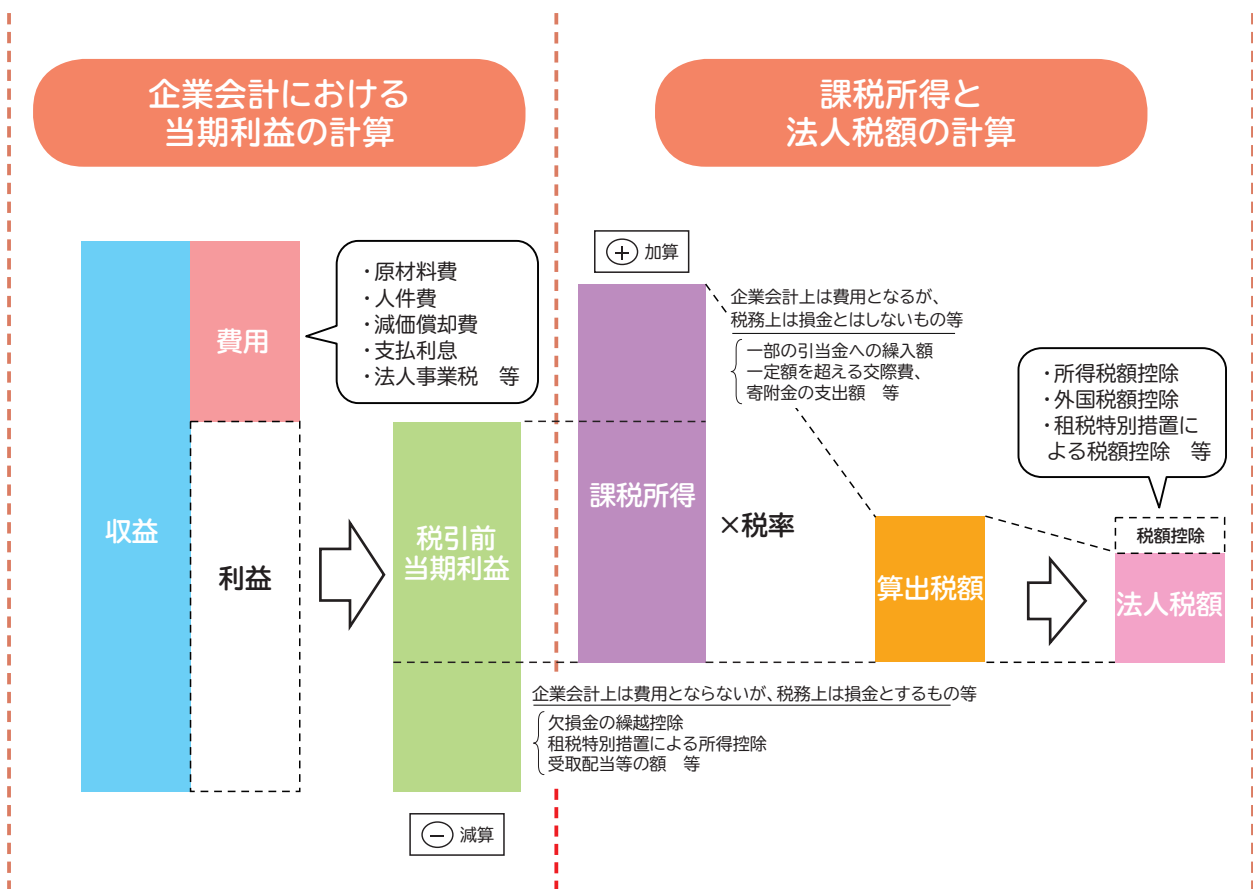
1
2
3
4
5
6
7

6. 「法人税」を知らう

1 法人税について

法人税は、法人の企業活動により得られる所得に対して課される税です。法人の所得金額は、益金の額から損金の額を引いた金額となっています。益金の額とは、商品・製品などの販売による売上収入や、土地・建物の売却収入などで、また、損金の額とは、売上原価や販売費、災害等による損失など費用や損失に当たるものです。(実際は、下の図のように企業会計上の税引前当期利益を基礎に法人税法の規定に基づく所要の加算又は減算(税務調整)を行い、所得金額を算出します。)

法人税額は、そうして得られた所得金額に税率をかけて税額控除額を差し引くことで算出します。



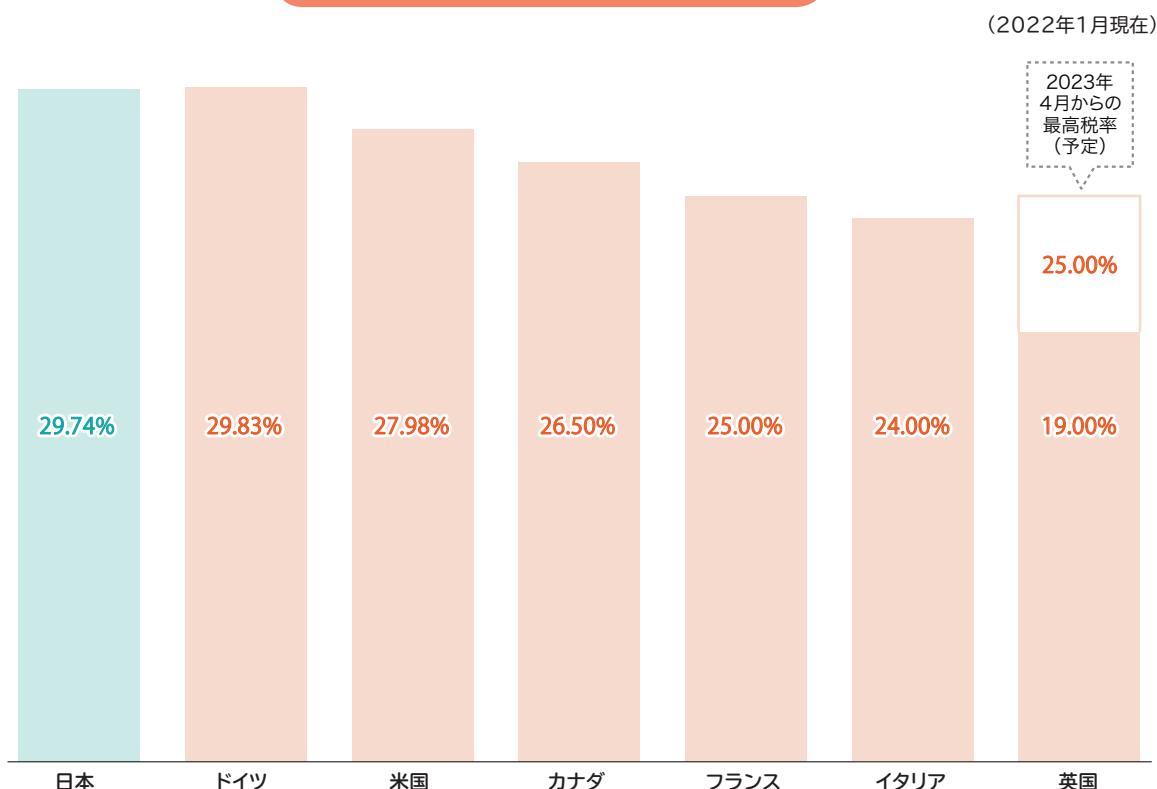
2 「成長志向の法人税改革」について

法人課税をより広く負担を分かち合う構造へと改革し、「稼ぐ力」のある企業等の税負担を軽減することで、企業に対して、**収益力拡大**に向けた前向きな投資や、**継続的・積極的な賃上げ**が可能な体質への転換を促すため、「**課税ベース(課税の対象となる範囲)を拡大しつつ税率を引き下げる**」という方針の下で法人税改革が進められました。

この成長志向の法人税改革は、平成27年度改正から始まり、改革2年目である平成28年度改正で、**目標とされていた「法人実効税率20%台[※]」**が実現しています。

※37.00% (改革前) → 32.11% (平成27年度) → 29.97% (平成28・29年度) → 29.74% (平成30年度～)

法人実効税率の国際比較



(注) 法人所得に対する税率(国税・地方税)。地方税は、日本は標準税率、ドイツは全国平均、米国はカリフォルニア州、カナダはオンタリオ州。
なお、法人所得に対する税負担の一部が損金算入される場合は、その調整後の税率を表示。

(出典) 各国政府資料

7. 「国際課税」を知らう

1 国際課税制度について

国際課税制度は、国際的に活動する企業・個人の課税関係を調整する仕組みです。国際的にルールを統一化・明確化しておくことが経済活動や行政にとって重要ですので、日本の**国際課税制度**は国際的な議論も踏まえて設計しています。

最近の主な国際的取組みに、「**BEPS** (Base Erosion and Profit Shifting (税源浸食と利益移転)) プロジェクト」があります。これは、多国籍企業による国際的な課税逃れを防ぎ、公平な競争条件を整えるために、日本も参加してOECDが中心となって進めたもので、平成27年(2015年)10月に主要国間で合意し、今や140以上の国・地域が参加する一大プロジェクトです。

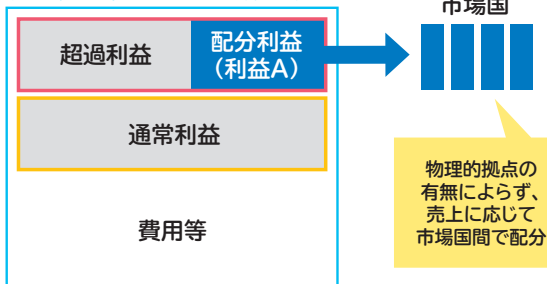
BEPSプロジェクトの下で、最近の主な取組みとして、令和3年(2021年)10月に経済のデジタル化に伴う課税上の対応についての国際的な合意が実現しました。今後は、この国際的な合意の実施に向けて、多国間条約の策定・批准や国内法の改正が必要となります。

経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意の概要(2021年10月)

第1の柱(市場国への新たな課税権の配分)

売上高200億ユーロ(約2.6兆円)超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業を対象として、その利益率10%を超える超過利益の25%を市場国に配分

多国籍企業グループ全体の収入



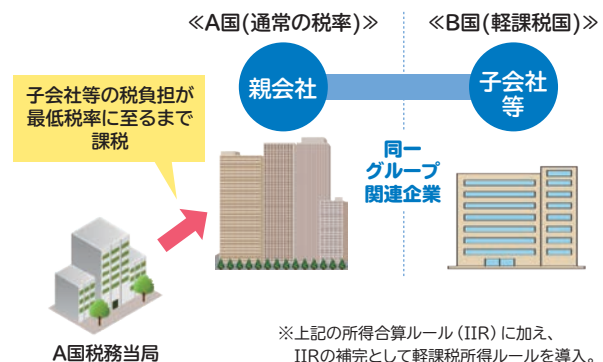
【通常利益】
収入の10%

【超過利益】
通常利益を超える利益

【配分利益】
超過利益の25%

第2の柱(グローバル・ミニマム課税)

年間総収入金額が7.5億ユーロ(約1,000億円)以上の多国籍企業を対象として、軽課税国にある子会社等の税負担が国際的に合意された最低税率(15%)に至るまで親会社の国で課税を行う制度(所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule))



※上記の所得合算ルール(IIR)に加え、
IIRの補完として軽課税所得ルールを導入。

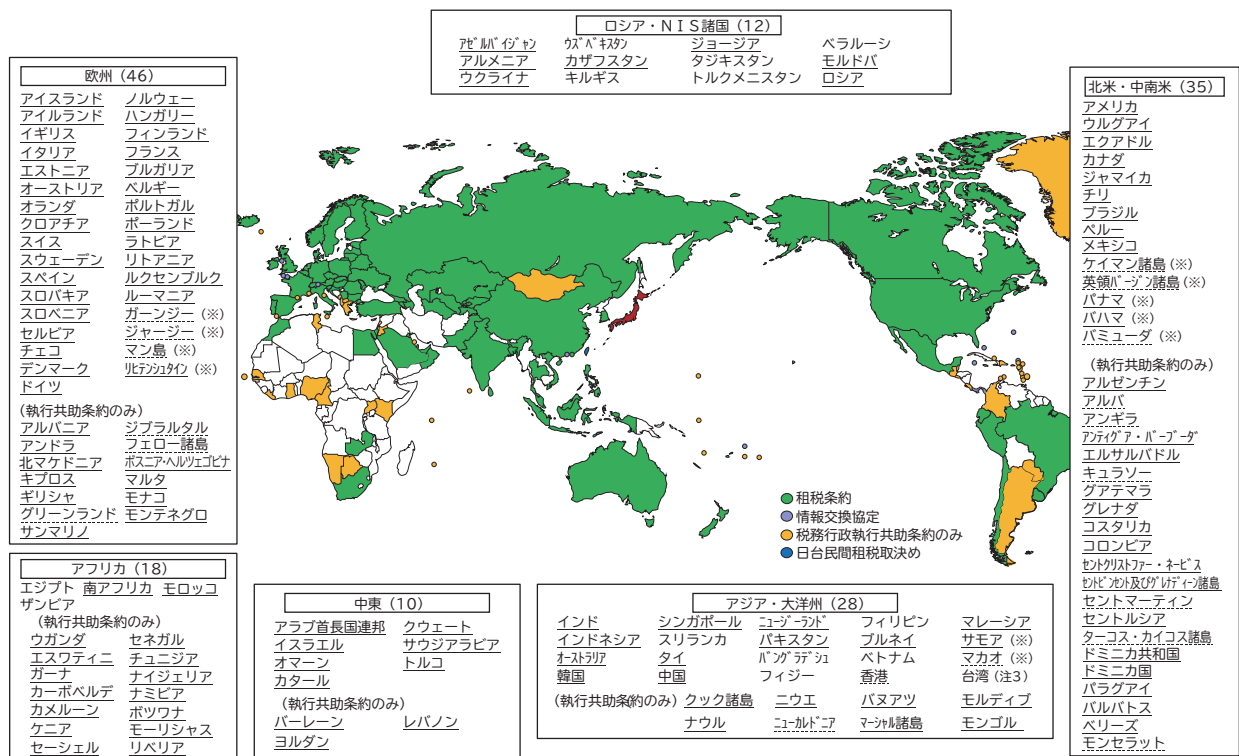
2 租税条約について

日本は、二重課税の除去等を通じた二国間の健全な投資・経済交流の促進を図ることを目的として、各国との間で租税条約を結んでいます。租税条約では、国際的な租税回避や徴収回避に対抗することを目的として、情報交換や徴収共助といった税務当局間の協力のための枠組みも規定されています。

令和4年（2022年）6月1日時点で、日本は83の租税条約等を149か国・地域との間で適用しています。

日本の租税条約ネットワーク

《83条約等、149か国・地域適用／2022年6月1日現在》



(注1) 税務行政執行共助条約が多数国間条約であること、及び、旧ソ連・旧チェコスロバキアとの条約が複数国へ承継されていることから、条約等の数と国・地域数が一致しない。
 (注2) 条約等の数及び国・地域数の内訳は以下のとおり。
 ・租税条約（二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止を主たる内容とする条約）：70本、78か国・地域
 ・情報交換協定（租税に関する情報交換を主たる内容とする条約）：11本、11か国・地域（図中、(※)で表示）
 ・税務行政執行共助条約：締約国は我が国を除いて118か国（図中、国名に下線）。適用拡張により136か国・地域に適用（図中、適用拡張地域域に点線）。このうち我が国と二国間条約を締結していない国・地域は59か国・地域。
 ・日台民間租税取決め：1本、1地域
 (注3) 台湾については、公益財団法人交流協会（日本側）と垂東関係協会（台湾側）との間の民間租税取決め及びその内容を日本国内で実施するための法令によって、全体として租税条約に相当する枠組みを構築（現在、両協会は、公益財団法人日本台湾交流協会（日本側）及び台湾日本関係協会（台湾側）にそれぞれ改称されている。）



8. これからの「税」を考えよう

政府税制調査会は、令和元年（2019年）9月に中期答申「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」をとりまとめました。今後の社会を支える税のあり方については、経済状況の変化を踏まえて、不断の見直しを行っていくことが重要です。

経済社会の構造変化

人口減少・少子高齢化

働き方やライフコースの多様化

グローバル化の進展

経済のデジタル化

財政の構造的な悪化

この答申は以下URLや右記QRコードからご覧いただけます。

https://www.cao.go.jp/zei-cho/shimon/1zen28kai1_2.pdf



税制ホームページ

税制改正の内容、各種税制の資料（図解）などをご覧いただけます。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/index.html

または で



税制メールマガジン

税制について最新の動きを配信しておりますので、この機会にぜひご登録下さい。（バックナンバーもご覧いただけます。）

https://www.mof.go.jp/tax_policy/publication/mail_magazine/index.htm

または で



令和4年度税制改正のパンフレット・解説動画の紹介

令和4年度税制改正についてわかりやすく解説したパンフレット・動画などをご覧いただけます。



パンフレット



動画



財務省主税局×うんこドリル

税金の役割について、うんこ先生がクイズ形式で解説。楽しみながら税金について学ぶことができます。



冊子



ゲーム



税の学習コーナー（国税庁ホームページ）

小・中・高校生向けの学習用教材などが掲載されております。

<https://www.nta.go.jp/taxes/kids/index.htm> または で

